

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されている。また、これらの機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環利用を進めることが急務となっている。

このため、北海道では森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成などを進めてきた。また、SDGs 未来都市における初の選定都市の 1 つでもあり、今年行われる G7 広島サミットの気候・エネルギー・環境大臣会合の開催市である本市では、「環境首都・SAPPORO」を掲げ、札幌市気候変動対策行動計画に基づいて、資源循環・吸収源対策などに取り組んでいるところである。

国は、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標を掲げており、全国一の森林資源を有する北海道が、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進することは、国の目標達成に向けても大変重要な意味を持つ。このため、北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや防災・減災対策、道産木材の利用をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国会及び政府においては、次の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 5 年（2023 年）3 月 10 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
（提出者）全議員